

公益社団法人沖縄県栄養士会理事及び監事の報酬等の支給の基準に関する規程（案）

（目的）

第1条 この規定は、公益社団法人沖縄県栄養士会（以下「本会」という）定款第30条に基づき、理事及び監事の報酬等並びに費用の支払いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規定における用語の意義は、下記のとおりとする。

- (1) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、日当、賞与その他の職務遂行の対価として受け取る財産上の利益及び退職慰労金をいい、その名称のいかんを問わない。費用とは、明確に区別されるものとする。
- (2) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）手数料の経費をいう。報償等とは明確に区別されるものとする。

（報償等の支給）

第3条 本会は、以下の各号に掲げる者とこれに対する報酬等に限り、これを支給することができる。

- | | | |
|-------------------|---|------|
| (1) 会長 | | 年額報酬 |
| (2) 副会長 |  | 年額報酬 |
| (3) 会員以外から選任された監事 | | 日当 |

2 前項各号に該当しない限り、理事及び監事に対して報償等は支払わない。

（報償等の支払いとその額）

- 第4条 前条第1項に基づき、会長及び副会長には年額報酬を支給する。
- 2 前条第1項に基づき、会員外から選出された監事には、日当を支給する。
 - 3 前2項による支給額は、(別表)理事及び監事報酬表のとおりとする。

（年額報償等の支給）

第5条 年額報酬の支給日は、毎年3月の本会職員の給与の支給日と同日とする。

（費用）

第6条 本会は、理事及び監事が、その職務の執行にあたり負担した費用を速やかに支払う。前払いを要すると認められる場合は、前もってこれを支払う。

2 理事及び監事が、本会の行う会議及び本会によって派遣された会議その他の催事等への出席その他本会の職務を遂行するにあたり要する交通費は、実費をもってこれを支給する。

(公 表)

第7条 本会は、この規定をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 正)

第8条 この規定の改正は、会員総会の決議により行う。

(補 則)

第9条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

1 この規定は、公益社団法人の設立登記の日から施行する。

(別 表)理事及び監事報酬表

会 長	年額 30,000円
副会長	年額 10,000円
会員以外から選任された監事	日額 5,000円